

## 議会運営委員会

令和4年1月11日（火曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（7名）

委員 長 齊藤 誠之  
委員 山形 紀弘  
委員 森本 彰伸  
委員 大野 恭男

副委員長 星 宏子  
委員 中里 康寛  
委員 鈴木 伸彦

### 欠席委員（1名）

委員 小島 耕一

### オブザーバー（2名）

議長 松田 寛人

副議長 相馬 剛

### 説明のための出席者（なし）

### 出席議会事務局職員

事務局 長 増田 健造  
議事課長補佐  
兼庶務係長 印南 恵子  
主査 飯泉 祐司

議事課長 渡邊 章二  
議事調査係長 佐々木 玲男奈

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
3. 協議事項

(1)今後の管外所管事務調査等について

- ①委員会等における議会活動としての視察
- ②視察の受入れ
- ③会派での視察

(2)質問順の見直しについて

(3)政治倫理条例の一部改正等について

- (4)議会活動に係る事務事業評価について
- (5)委員会条例の一部改正について
- (6)会議規則の一部改正について
- (7)参考人・公聴会の運用に関する方針について
- (8)その他

#### 4. 閉 会



雪がありますので。那須町はそんな降っていないみたいで、高林と塩原方面が多いという感じですかね、今回の雪は。

皆さんにおいては、いい年始を迎えられたと思います。年末から新年にかけて、お葬式がもう7件になって。こんな多い年はないですね。寒いというものもあるのかもしれませんが、皆さんに、本当、今年も健康にだけは留意して、議会活動、また議会運営共に頑張っていたきたいなと思っております。

まだ、皆さんには、議運なんであれなんですけれども、会派にもまだ言っていないんですけれども、2月14日に第3子が生まれるということで、皆さんに御報告をさせていただいて、後でお金をいただければと思います。ネタを上げていただきまして、ありがたいなと思いますけれども、そういうことで、ちょっと私もばたばたしますけれども、議会に影響のないよう、私も今年いっぱい頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。

じゃ、本当、今年一生懸命、また皆さんで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。御協力もお願いします。

○齊藤委員長 すみません、むちゃぶりでもありがとうございました。議事録に載ってしまいましたけれども、告知もありがとうございます。楽しみにしています。

---

◇

### ◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番協議事項に入らせていただきます。

(1)今後の管外所管事務調査等についてを議題といたします。

資料がありますので、こちらの説明を事務局からお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、まずこちら、御通知を差し上げましたが、先日議会運営委員会で決定いただきました方針に重複した内容となっております。

今後の管外所管事務調査の方針を定めたものですが、5のところで見直しといたしまして、コロナの社会情勢等の変化等を踏まえて、適宜見直しを行うものとされております。

昨今感染が増えておりまして、こちら今、御通知差し上げるのは、これ年末の下野新聞の記事なんですけど、外国でもかなりオミクロン株の置き換わりで感染が増えていまして。ワクチンを2回打っても、やはり感染する事例が多いということで、アメリカでもかなり急激に増えていまして、1月3日には100万人を超えたと、1日の感染者数が。ヨーロッパでもかなり増えているというような報道がありました。

国内の感染状況なんですけれども、こちら、今御通知差し上げましたけれども、年末から徐々に増えていまして、年明けからかなりの勢いで、感染者数が増えています。昨日までの数字ということで、ここの連休で若干下がっているような感じもありますけれども、7日間移動平均のオレンジのグラフで見ますと、右肩上がりになっているというような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、管外所管事務調査、どうするのかということについて、議会運営委員会でお諮りいただきたいと思います。資料作成したものでございます。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

今回この(1)に関しましては、3つの項立てをし

ております。委員会等における議会活動視察としての、今の説明の中の視察、あとは視察の受入れです。3番目に会派での視察とありますが、1点目の議会活動としての視察については、先週6日に開催されました会派代表者会議においても、中止ということで意見の一致が見られたのですが、こちらについては、中止とすることで異議ないかをまずお諮りしたいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、異議がないものと認め、まず委員会等、那須塩原市議会における委員会の視察、あとは協議の場における視察に関しましては、中止といたしますので、そのように取扱いいたします。

それでは、2番目の視察の受入れと、3番目の会派での視察をどうするか御意見を伺いたと思います。

まず、視察の受入れについて、御意見をお持ちの方の意見を募りたいと思います。

簡単にいきますと、受入れをする。あるいは中止をする。あるいはオンラインのみ受け入れる。こんな感じになるんですが、この中で決めるしかない、皆さんのほうの御意見を伺いたと思います。

ちなみに、1月19日、来週の水曜日に、中野区議会、東京都が視察の予定が入っている。2月4日に佐久市議会が、こちらの視察に入っているということになっております。

先ほど係長のほうから説明がありましたとおり、情報が不確かであって、今回那須塩原市職員の感染についても、オミクロン株ではなかったという話がたしか掲載されていたような気がしたんですが、結局、じゃ、何に感染しているのかが分からない。森本議員から教わったんですけれども、全

部風邪をコロナと表現してしまえば、それまでだし、インフルエンザと言えばインフルエンザになってしまうので、不確かな情報を感染という形で拡大を抑えるという考えも、今後正しく恐れるのではないですけれども、しっかりと意識していく必要があるのかなとは思っています。今まであったインフルエンザが一切出ていませんで、この時期になれば、空気感染も含めて風邪をひきやすい時期ですから、体調不良が表れているのかなとは思っているんですけれども、そんなのも含めまして、皆さんの御意見をいただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

山形委員。

○山形委員 19日の中野区議会と、2月4日の佐久市議会、何人ぐらいの方が視察に来られる予定なんでしょうか。

○齊藤委員長 補佐。

○印南議事課長補佐 中野区議会につきましては、議員8名の随行2名の10名です。それから、佐久市議会、こちらは、議員10名、随行2名の計12名の予定となっております。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

一応那須塩原市議会は、ここに書いてあるとおり、受入れの人数がおおむね10人以下ということで、前回皆さんの御意見いただいて決めているままです、超えているところの調整は特段、下がり調子だったんでということで今、なっています。

山形委員。

○山形委員 そうすると、中野区議会は東京都ということで、あと、佐久は長野でしたか。こっこの感染状況はそうでもないというふうなことを見ると、オンラインも有りかなというふうな気がしますが、2月4日はまだ時期が先ありますし、19日もまだ来週だというふうなこともありますの

で、先方さんの意見も尊重しながら、そういったものは何か連絡等は来ているんですか、どうですか。

○齊藤委員長 じゃ、近況視察等々を申し込んでいて、その後連絡が来た議会とかというのはございますか。

補佐。

○印南議事課長補佐 今のところ、中野区議会のほうからは特段連絡は来ておりません。今、中野区と佐久市で、議会運営委員会の視察の予定申し上げましたが、そのほか、議会運営委員会以外のところで、1月27日に宮城県大崎市でもみじ谷大吊橋のほうの視察の依頼が来ていたんですが、こちらは先方から中止の連絡が1月7日にごさいました。そのほか、来ているものとしては、2月2日に益子町でみるの視察、それと、3月25日に赤城市で観光に関する視察、執行部側の内容ということで申入れが来ておまして、今のところ中止連絡が来ているのは、大崎市となっております。

○齊藤委員長 まだ、2月と3月のほうは、何もアクションがないということですね。

○印南議事課長補佐 はい。

○齊藤委員長 そういう状況だそうです。

山形委員。

○山形委員 そうすると、こういう時期でちょっと難しい部分もありますけれども、もう少し時間を見て、中野区議会さんにちょっと問合せしてみて、先方さんからもし取りやめといえましょうがないですけれども、オンラインでもできなくはないというところもあるでしょうけれども、もう少しちょっと様子見させてもらって、何でもかんでも駄目というんじゃなく、オンラインという一つの方法もありますんで、もう少し区議会さんと、あと、佐久さんにちょっと話を聞いてからでもいいんじ

やないのかなと思って。感染状況とかもありますけれども、その辺はちょっと先方さんの判断と意見も踏まえながら、決めたほうがいいんじゃないかなというふうな感じがいたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

これちなみに議運を開いたんで、例えば中野区議会さんはオンラインのそういう設備は整っているんですかみたいなのを、逆に聞くことはどうなんですか。まん防みたくなれば断りやすいんですけども、来る前にそれを言うのも、僕がすごい気が引けていて、相手が気付いてくれたらいいんですけども、私は別に来てもらってもいいと思っているほうなので、今回のことに関しては。ただ、一回1,000人は超えましたけれども、また800人になって、今日、昨日の成人式の影響が何日後に出てくるか分からないですけども、増えるという予想が出ていますので、その感染だけを見れば、市議会、なぜそんな受け入れたんだというところを言われるということ念頭に置いてしまえば、お断りしたほうが早いんですけども、ただ、受入れをそれで終わりにしてしまうと、せっかくの取組の機会を紹介できないというところもあるので、そういったルールは別にないものなんですかね。こっちから、それでいいですかと提案しちゃっていいものなのかどうか、どう思われますか。中止か行くしかないのがちょっとさびしいなと思うんですけども。

局長。

○増田事務局長 常任委員会の所管事務調査は中止にしましたけれども、委員長がおっしゃるように、何が何でも中止ということではないですけども、今、感染がこういうふうに拡大している最中ですので、事務局としては、できれば受入れはオンラインに限るような形で、先方さんと相談させていただければというふうに考えています。

○齊藤委員長 分かりました。

じゃ、そのほかの会派どうですか。

大野代表、どうですか。

○大野委員 やっぱり今、こういう状況で、受け入れる方もすごく心配な部分もあるし、特にこの1月、2月、3月。3月はもしかするとよくなっているかもしれないけれども、できればオンラインのできるのであれば、オンラインのみの受入れという形でやったほうがいいのではないかとこのふうには思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん。

○星副委員長 先方の状況を確認しつつ、相談の上で、オンラインで、もし、かなり広がってきているといった場合には、もうオンラインでもいいんじゃないかということです。

○齊藤委員長 分かりました。

志絆の会さん、鈴木委員。

○鈴木委員 自分はずっとオンラインがいいかなと思うんですけども、先方さんの意思を尊重したいと思います。その代わりPCR検査を受けてくるとか、そういうことも必要かなと思うんですけども、経済活動の一つになるでしょうし、来たいのであれば、極力感染を避けるような形で来てもらうのは、あえてなんですけれども、いいかなと思います。よく話をさせていただいて、とにかくオンラインによる方法か、検討していただいたほうがいいのかなとは思っています。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

なんとなく2つに分かれてしまったんですけども、事務局のほうも心配だということだけを鑑みれば、オンラインが一番適切なんですけれども、これ泊まりかなんかで来るんですか。ただその日だけでしたか。中野さんは。

○印南議事課長補佐 中野区は、宿泊予定です。

○齊藤委員長 うちで泊まってどこか行くんですか、そのまま。逆でしたか。忘れちゃった。次の日に出かけるという感じですか。泊まるというだけ何か覚えていたんですけども、泊まるということは次どこか行くよね。

○印南議事課長補佐 19日に視察した後に、市内で宿泊をして、福島に移動される予定です。

○齊藤委員長 どっちにしても、うちの市議会が先に行動を起こせば、福島に連結しちゃうのかなという感じがするので、相手がどう思っているかを一度確認していただくとおもう。東京は其中でも暮らしちゃっているんで、多分うちと考える方が幾分違うのかなというふうには思っているんですけども。

大野委員。

○大野委員 多分東京からこっちに来る。こっちは多分少ないだろうというふうに思ってくるんだろうと思います。だけれども、やっぱり向こうは多いですよ。みんな気を付けて移動しようというのは、みんな当たり前で思っているんですけども、みんななっちゃったんだそうです。だから、その辺もやっぱり考えて、受け入れる側もやっぱり体が心配だし、そこでもし万が一、ならないかもしれないけれども、なっちゃって、それがぱっと濃厚接触になったときには、やっぱりちょっと特にこの時期だからきついかなというふうに思います。

○齊藤委員長 とても残念なんですけれども、受け入れる場所も、まだ部屋のあれとかも考えていなかったですね。議場なら広いとか、いろいろ対策はしていたんですけども、10人程度の移動であれば、経済活動圏では全然普通に受け入れている話ですし、車で移動してきても、電車で移動してきても同じなので、どういうふうにかで、前回のデルタ株であれば、私ももう本当に

命に係わる症状が頻繁に起こっていたので止めましょうという話だったんですけども、今回解析がなされていないというのと、どこまでが重症化かというところも出てきていないんですよ。なので、かかるということだけを止めるということになると、今、皆さんがおっしゃっているオンラインのほうとがいいのかなどは思っているんですけども、相手が何もアクションを起こしてこないというのは、先ほど大野委員が言ったとおりの解釈で、栃木出ていないから、こっちも大したことねえだろうという。東京からすれば1,000人は、こちらにすれば100人かという感じなんでしょうから、何とも思っていないのかなとは思っているんですけども。

どうですかね。どうしますと聞いてもらえますか。こちらいらっしゃいますかと。オンラインのほうもできるんですけどもという言い方にしたほうが、やんわりでいいですよ。こうなっちゃったんで来ないでくださいと言い方も、この後の付き合いもあるのであれなんですけれども、言い方がどういうふうに言えるのかなと思っているんですけども、受入れを中止といたしましたという判断にするとあれなんで、オンライン等々の話が出たんですけども、区議会さんのほうでは、そういった対応ができるのかという話をまず振ることができるのかなと思ったんですけども、どうですか。

局長。

**○増田事務局長** 今、委員長から指摘のありましたような形で先方さんに伝えたいと思います。といいますのも、沖縄あたりはたしか病床使用率が6割とか7割とか、かなりの率いつているというふうに、私昨日の報道を見て感じたんですけども、今日の市長のTwitterを見ましたら、栃木県も病床使用率が20.5%で、東京が9.5、関東の中

で一番高いというのが載っていたんですね。沖縄みたいに急に増えてしまいますと、どういう基準で入れているかは分かりませんが、病院で入れないと自宅療養するというのは、なかなか厳しいところもありますので、感染者数自体は今のところ100人を上回っておりませんが、できる限り、やはり医療機関にも負荷をかけないようにするためにも、感染拡大を防ぐためにも、オンラインをお願いするというようなことを確認したいというふうに思っています。

**○齊藤委員長** 分かりました。

それでは、那須塩原クラブと志絆の会さんのほうでは、相手の行動も尊重してという話も、意見もあったんですが、こういった状況で、去年と一緒にになってしまうんですけども、取りあえずオンラインの受入れを推奨してみて、またちょっと相手の出方を見ながらということで、もしそれでオンラインの対応ができないというのであれば、受入れができませんという形で、また次回いいう話になってしまうと思うんで、私意固地になっても仕方がないので、皆さんの意思を尊重したいと思います。

じゃ、今回オンラインのほうを1回打診してみようということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

**○齊藤委員長** じゃ、これ終わった後にでも、中野区議会さんのほうには確認していただいて、またいただければと思います。佐久さんのほうは、状況を見て、また、その近くになってからでいいのかなとは思いますが、同じ状況のタイミングで、止めることもいいですけども、もう少し段階でこうやってもらえればいいかなと。一律だとちょっともったいないような気がするので、そこはちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、視察の件については、取りあえずは、



オンラインの視察受入れを促すということで進めていきたいと思います。

続きまして、③です。

今度は会派ですね。会派での視察についてに關しましても、中止の申合せをする。あるいは各会派の判断に任せるといふ話で、話し合ってきたいただいていると思います。

前は、そんなわけで、コロナ禍における感染拡大防止のために、議会運営委員会のほうで一律でしぼりを設けさせていただいたんですが、基本的には会派活動は議員活動になりますので、その中もちょっと、今回、今は確かにオミクロン株が出ているんですけども、その中でも、どういった活動ができるかというところを、皆さんの御意見を聞きながら、一応判断基準をつくりたいと思いますので、こちらでも話し合っていきたいと思っておりますので、各会派より報告していただきたいと思っております。

那須塩原クラブさんは、山形委員。

○山形委員 議会運営委員会で、委員会等は中止というふうになったんですが、議会活動と議員活動はちょっと別で考えて、会派の視察に關しては、会派に委ねて、会派の判断でやってもらうというふうな話で、うちの会派はまともりましたけれども。

以上です。

○齊藤委員長 続きまして、公明クラブさん。

○星副委員長 私のほうも、先方の感染状況などもあるので、先方と相談の上、そこは各会派で判断をするような形ではないかということと、例えば、視察を実行する際には、接種証明書はもちろんあるんですけども、例えばPCR検査をやってから行くとか、そういったちょっと段階を踏んでやるような形で、それを踏まえておいて会派で決めてもらっていいんじゃないかというこ

とでした。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さんお願いします。

○鈴木委員 結論的には、各会派の考えを尊重することなんですけれども、あくまで那須塩原市議会ですので、どこかの会派が視察に行つて感染してきたとなれば、ほかの会派の人にも影響を及ぼす、那須塩原市議会はということになるので、そのところだけしっかりしていただくということですね。結論は尊重しますよですね。

以上です。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 今回、我々は1月に予定を正直しています。佐賀の唐津なんですけれども、両方SNSを見ると、クラスターが出ちゃっているんですね。会派としては、今回見送るという形なんです。もちろん状況によって、チャンスがあれば、やっぱり現地に行つてみたいということもあるんですけども、会派での視察ということに關しては、それぞれの会派の考えがあるとは思って、強制はしないでいいと思うんです、会派の考えで。

ただ、やっぱり今、鈴木さんが言ったように、会派の活動なんですけれども、やっぱり市民の方からすれば、那須塩原市議会議員がという話になってくるんだと思うんですよ。その辺十分注意しながら、念頭に置いて、行動するべきだというふうには思います。

以上です。

○齊藤委員長 御意見ありがとうございます。

基本的には、どの会派さんも会派の判断に任せるといふお話がございました。実際、会派を組んでいるからというところもあるんですが、多分個人的に視察を入れて、例えば関東一円の講座とか講習に行かれる方も、多分いると思うんですよ。だから、そこに準じての話になるので、基本的に

はその先に関しては、那須塩原市議会議員がなったから、市議会何やっているんだというルールは、この先何を伝えても、結局は無理なんですよね。議会のしぼりと、議員のしぼりをどうするかというところは、議運ではちょっと判断しかねるので、全体として止めるのであれば、それこそ自分たちの議会のほうで、議長判断でやるようになってしまうまでに考えるべきだと思います。ただ、全国的に蔓延しているという状況ではないので、考え方は各会派の判断でいいのかなと、私も思っています。

ただ、責任の所管というか、そういったものは、何があっても結局たたかれることはたたかれてしまうんですけども、止めたところが全て正解ということわけではなくて、行くところは全然普通に行きますし、やれることを最大限にやっているかどうかということだとは思っていますので、こちらでの判断としては、前回と違って会派の判断、会派の意見を尊重して、会派内でしっかりと、先ほどの公明さんの話もありましたけれども、自分たちでできる対応策をもって、相手に不安をさせず、相手が即座に断ってきたら、素直に応じて行かないとか、あるいは、なるべく感染状況の感染者数が高い地域には赴かないようにというぐらいの申し付けをつけて、会派の判断に任せますという感じで皆さんの意見として受け入れていきたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、すみません、会派での視察について、議員活動について、己の個人、または会派の判断に任せるということで、今回そのように取り扱わせていただきます。

それでは、資料の今後の管外所管事務調査等については、事務局にて協議結果を踏まえた改定案を作成し、議員の皆様にサイボウズでお送りした

上で、20日の議員全員協議会で報告することいたします。

以上で、協議事項(1)番は終了といたします。

次に(2)、質問順の見直しについてを議題といたします。

先日の委員会で、私のほうから提案をしまして、各会派で御検討いただいたかと思いますが、これは、まず申し上げておきますけれども、今現在、議会運営委員会では、取組実行計画を基に議会運営委員会で物事に取り組んでいる中で、代表質問や一般質問の在り方検討というものが、11番に上がっています。この中に、(1)、(2)、(3)があるんですけども、公平な一般質問の在り方の検討、重複質問の解消に向けた調査検討、(3)さらに分かりやすくするための手法検討ということで、この検討事項の一つとして、前回皆様に提示させていただきました。この話を基に、今後こういったやり方がいいのではないかという参考にするため、今回ここで協議事項に上げさせていただいております。

それでは、各会派で話し合ってきていただいていると思いますので、各会派の御意見をいただきたいと思います。

まず、那須塩原クラブさんからお願いいたします。

中里委員。

○中里委員　那須塩原クラブでも、会派内で話合いました。質問順の見直しに対する意見ということで、山本議員からも、反対ということでお話上がっていますけれども、このことについては、今日初めて見たんですけども、山本議員個人の考え方かなというふうに感じております。

という中で、会派内でも、この質問の順番に対する考え方というのは、個人それぞれ様々な考え方がございました。したがって、改定の内容

自体には、会派としては、まだまだ検討はする必要はあるんじゃないかということになりました。

いずれにせよ、先ほど委員長がおっしゃりましたように、取組実行計画のナンバー12に会派代表質問、それから、一般質問の在り方の検討というのが今年度の取組事項に含まれていることから、やはり一般質問の在り方、公平な在り方、こういったものは、やはりきちんと検討していく必要があるんじゃないかということで、会派の中では意見が落ち着きました。

以上です。

○齊藤委員長 公明クラブさん、お願いします。

○星副委員長 やはりこちらのほうは、受付としては従来どおりでいいのではないかという意見でまともりました。早く出す必要がなくなると、結局最終日に質問を出す人が集中するのではないかということが予想されるという部分と、あと、そうなると、やっぱり事務局だったりとか、執行部に負担が増してしまうということ、あとは、議員としては、調整ができなくなってしまうというものもあるのではないかということで、受付は従来どおりにするという意見になったのと、あとは、例えば、通告、会派代表とか一般質問とか提出した後に、調整というか、出しましたんですが、その調整とかもなかなかやっぱり難しいのではないかということで、やり方がいろいろあると思うので、そこはまた検討できたらということ。ごめんなさい、これ取消し。すみません、ここはなし。分かりづらかったですよね。

○齊藤委員長 従来どおりということでもいいですか。

○星副委員長 従来どおりでいいのではないかということですか。

○齊藤委員長 分かりました。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 現行どおりでいいと。最初から、初日

から一番最後がららぼんでやる必要はない。同じことなんですけれども、重複については、現時点あるんですけれども、やっぱり同じ質問であっても、質問者の考え方が違えば、やっぱりそこは言いたくなるでしょうから、ちゃんと意思を持って質問するわけでしょうから、前に言われたから、質問しにくくなるというぐらいの質問ではないはずなので、重複について、確かに、何ともないわけではないけれども、それはそれで意味があることだと思うので、そんなにこだわらないと。

以上です。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 結論から言うと、案で出てきたものに賛同するという事だったんです。

ただ、何で今回こういうのが案が出てきたかという、前回は説明がありましたけれども、後の質問を見て、取り込んじゃうというのが多分問題になったんだと思うんです。出てきた理由として。それが、本当に同じような考えがなくて、後のやつを見て言ったのか、質問で出しているのか、もともとそういう考えがあって出しているのか、そこも問題はあるんだけど、その辺の判断は非常に難しいんですよ。全く、言葉は悪いけれども、何も考えていなくて、肉付けしちゃったというのがあると、ちょっと後から質問する方がかわいそうなのかなという部分もあるし、非常にちょっと悩ましいところなんですけれども。

ただ、がららぼんでやっちゃったときに、例えば、これ多分16人なら16人、やりますと決めてやるんでしょうけれども、最後の2日間ぐらいで、やっぱりやりたいとかという考えが出ちゃったときには、どうするのかなとか、そういうちょっと疑問点もあるんですけれども。

山本さんの御意見の中で、これごもつともだと思えます。頑張って、本当に。だってやっぱり最

初にやりたいとかはありますから、そういった部分もやっぱり今思うとすごく大事にしなくちゃならない部分なんだなというふうに感じますし。ちょっとまとまらない御意見ですけども。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

協議また戻る前に、そんなわけで、先ほどから山本議員のお話が出ていますので、一人会派からも意見があったようですので、事務局からお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 今、御通知差し上げました山本議員から反対の意見が出ております。

見直しに対しては反対です。早く通告する議員は個人の努力で早く質問を書き上げているのに、その間努力をしていない議員と同じ扱いになるのは納得いきません。今の仕組みでも早い質問順としたい場合には、議員が個人で努力して、早く通告すればいいのであり、ルールに問題があるのではないと思っています。質問のタイミングを避けたいと思っている議員もいますので、このような権利を制限する見直しに反対です。このような意見が提出されております。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今、各会派から御意見いただきました。確かに難しいんですけども、まず、この根底に、この後ろに大きな取組にまだ入れていないものがあるんですけども、基本的に那須塩原市議会は会派制を取っていますので、会派制があるということは、本当は会派の人数に応じた質問時間が提案できるという話です。なので、4人の会派の人と、1人会派では、質問時間が変わります。例えばですよ。そういった取組を実行すればなんですから、じゃ、多いところがたくさんできるのかということになれば、もちろん多いところがたくさんなるというふうな、そういった検討事項も本当は後ろ

にあるわけなんですよね。ただ、1人の時間を同じ時間で答弁含めて1時間、個人が質問できるというところまでは、皆さん一致団結して、傍聴環境の取組までは来ました。先ほど言ったとおり、大きな会派はただ組みたくて組んでいるわけでもなく、一人会派も一人になりたくてかどうかは分かりませんが、少数人数の会派は調整がとても楽なんですよね。1人でやりたいことができるということ。大きな会派は多少規制がかかりますけれども、こういった話合いのときには大きな力を発揮するということで、お互いそれぞれのメリットを生かして出していくんですが、先ほど大野委員が言ってくれたとおり、那須塩原市議会は質問通告がある程度細かく書いて提出することなので、抽象的な書き方をしているほかの議会では、何を質問してくるかがさっぱり分からない。

なので、同じタイトルになってしまったときは、まず、聞くところは大体一緒であろうということなんですよね。よっぽどレアなことを言わない限りは、大体は一緒になってしまうということで、そういったところも、先に出した方が、努力なのかどうかは、ちょっと僕はここは、あまり山本委員のところのここはどうなのかなと思うんですけども、後から書くにしても、そのテーマをどう起こすかというところは、それぞれの時間があってしかりなのかなと、自分は思って、今回出させていただきました。これを先ほど言ったとおり、今日決を取って決めるわけでもありません。ただ、こういった話合いをしていかなければ、今後も順番を早くやるための早い出し方みたいな話になっていってしまうので、基本的には、昨年度相馬議運長のときにやった職員へのアンケートにも、同じ質問はしないでくれという意見が執行部から出てきているんですよね。なので、質問の調整を

するというのは、こちら議会運営委員会のほうのやる宿命だと自分は思っているんです。鈴木議員は先ほど、同じ質問だって言うこと違ければいいんじゃないといったって、絶対言うことが全く違う質問ということはあり得ないので、ひょっとしたら、前回も出ましたけれども、もう一回数字をお願いしますとか、聞いとけよみたいな質問をまたやってしまうとか、その質問の在り方についても、皆さんがもうちょっと真摯に考えていくべきなのではないかと思っているから、今回この上げ方をしてもらったということで、重複質問の調整だって、これからもし、すごい意見が出てくるかもしれない。先に出す、後に出す。栃本市なんかは、同じ質問が出た場合は、年配の議員が下りるみたいな、そういった事例をつくってやっているところもあります。なので、なるべくその質問の機会というものは、ベテランの人はもう長けていますし、まだ、成りたての1期生、2期生はやり方が分からないから、そういった質問の論戦も一生懸命覚えていってもらおうという機会を与えるがために、同じ議題でなくなってしまったテーマをどう対応してあげるかということも、議員の取組については必要なかなと、自分の中では思っています。

なので、その直質問に入れないから、じゃ。取りあえず順番だけでもということで、1週間取っているのは、多分何で取ったんだか分かりませんが、早い遅いのために1週間ではないと思うんですね。星副委員長が言ってくれたとおり、じゃ、1日で受け付けすれば同じじゃないですか。1日だけ受け付けすればいいというのと、あと16人で決めた後に追加は受け付けないといえそれまでの話なので、極端な話、誰が何番になるかというのは、質問の機会の提供の順番は、みんな穏便にあってもいいんじゃないのかなというのが、

自分が思ったというのが事の発端です。

1週間後に出して1番になっちゃう。語弊があるのであれば、受付期間は3日とか2日にして、事務局は大変ですけれども、逆に受付はその後はないので、調整はできると思います。順番というものは、そういったやり方に対しては、いろいろ対応ができますから、皆さんの意見では、まだ従来どおりでいいということは、多分これは議員個人としての時間の調整を多分最大前面に出しちゃっているんで、そういう意見なのかなということになるんですが、自分が言うのも何ですけれども、議会中はまず議会に専念することですから、ほかに何か入っているから次の日がいいんだとか、そういったものは本来考えるべきではないと。自分が言うのも何ですよ。

だけれども、その気持ちも分かるので、今回は皆さんの意見をいただいて、また引っ張るという形になりますが、ただ、今回これを1回上げさせていただいたことで、そういったことも、議会の質問には含まれているということと、質問の書き方に関しても、抽象的に書けば、先ほど言ったとおり、もうこんな広がっちゃって、どこでも聞けてしまうというこのやり方も、ちょっと大変なのかなということも、今後ある程度は規制していくべきだと、自分も思っていますので、いろいろ山本議員からももらいました。ほかの議員さんからも、ほかの会派さんからももらいました。その意見は尊重して、今回はこの意見のまま、また横の平行線でスライドしてしまうんですけども、また来年1年ありますから、いろいろちょっと皆さんの質問とかも見させていただいて、とにかく何か公平な一般質問なのか、その努力でやり合うのか、ではなくて、時間でやり合うのかというわけではなくて、誰もがその機会に当たるといって、その日だけじゃないと質問ができないという

わけでもないですし、そもそも提出をして、議長が許可をしなければ、一般質問はできませんから、順番ではないとは思いますが、ただ、全体的にそういったやり方になってもいいのかなというふうに思っています。自分の中で。

なので、御意見いただいた中で、先に進まなくて、上げといて申し訳ないんですけども、ここに関しましては、さらに研究を重ねていきたいかなと思っておりますけれども。

副議長。

○相馬副議長 発言させてもらってもよろしいですか。

○齊藤委員長 どうぞ、副議長。

○相馬副議長 昨年度この今年度の取組実行計画に、令和3年度の取組実行計画にということで、令和2年度に決定したところなんですけど、その時点で、これ大前提としては、モニター制度を導入して、モニター意見から、まず同じような質問が多過ぎるというモニター意見、それから、先ほど委員長からあったように、職員の人のアンケート何かにそういったことがあった。それ以前に、議員研修として、外部の講師を招いて、質問の在り方ということで、講習もやった。

そんな中で、那須塩原市議会の質問の在り方については、まず、モニターからこういうふうな意見が出てきている以上は、これについては、十分検討しなくてはいけないだろうというような内容であったために、取組実行計画に入れているわけですので、もちろん議員の一番の、もしかしたらメインというか、最大の議員活動としてのできる場面が一般質問なのかなというふうには思います。その辺も十分検討した上で、しかしながら、モニターという市民の意見からこういうふうなことが意見として出ている以上は、議会としては、(3)の分かりやすいとか、重複の質問、それから、公平

な質問の在り方、これについては、十分進めていくべきなんだろうというふうには思って、こういうふうな取組に入れております。その辺を大前提として踏まえていただいた上で、今後議論を進めていただければと思います。

以上です。

○齊藤委員長 すみません、補足ありがとうございます。モニター制度、私ちょっと出なかったので申し訳なかったです。

今、言ってくれたとおり、周りの人はそう思っているということなので、質問は自分の時間ですけれども、相手の何を尊重して質問しているのかというところを考えた場合には、その順番は関係ないのかなと思うので、じゃ、公平な機会というのであれば、まずはさっき皆さんががらがらぼんという言い方がちょっとそれが適正かどうか分からないです。それは多分1週間後にタイムラグがあるから、がらがらぼんと表現しているのであって、1日目に出しに行ったら関係ないと思うんですけれども。なので、そういったところも検討をしっかりと考えながら、今の状況で、ただ質問の順番だけを変えましょうというわけではございませんので、この話をまた今後進めていくということで、ちょっと政策時期イメージ案では、もう3月までに1回回答を出すみたいなイメージでラインは引いてあるんですけども、皆さんにまだ浸透していくというところまでがちょっとうまく伝えきれていないので、そこの部分が今後必要であるということと、議会モニターさんの対応について、議会運営委員会で取り組むというものに関しては、何かしらの変化がなければ、今後モニターさんの意見、あるいはモニターさんの関心度が下がるということなので、我々いただいた意見はしっかりと尊重し、今後も進めていきたいと思っております。

また、この辺につきましては、今回副委員長のほう、綿密にうまく調整ができなかったので、もう一案出せるようにしていきたいと思っています。

また、案を出していきながら、最終的には、今までのとおりに続けるのか、多少変化があるのかということで、御意見をいただく機会があると思いますので、引き続き御協力いただければと思います。

なので、今回はちょっと意見をいただくということで、この意見は終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 すみません。

それでは、(2)のほうは、終わらせていただきます。

続きまして、(3)です。

政治倫理条例の一部改正等についてを議題といたします。

こちらについても、前回けんけんがくがく皆様御意見いただきましたけれども、こちらの検討結果、そちらについても各会派から御報告いただきたいと思います。

まず、那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 うちの会派では、特段意見もなく、これでいきましょうというお話でまとまりましたので、よろしくをお願いします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明クラブさんお願いします。

○星副委員長 私たちのほうも、このとおりでいいという意見です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 うちの会派は、文章をわざわざつくる必要はないというのが大前提なんですけど、議員は自由だという考え方ですけども、内容については、これが決定したから、不都合があるかという

ような文章ではないというふうにはまとまっています。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、敬清会さんお願いします。

○大野委員 これでということ。

○齊藤委員長 じゃ、志絆の会さん、鈴木委員の言い方が、不都合はないんだけど、嫌なんだけれども、でも大丈夫かなみたいな感じなんですけれども、これは、いいという意味で捉えてよろしいんですか。

○鈴木委員 結論はそうですね。

○齊藤委員長 分かりました。

前回の続きやるのかなと思ったら、そういう…。

じゃ、皆さん検討いただいたということで、こちらの内容で大丈夫ですか。何か御意見ありますか。ないですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、改正案のとおり、条例改正及び規則の制定をすることで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 分かりました。

異議がないものと認め、そのように取り扱います。

係長、今のところ、3月に…。

係長。

○佐々木議事調査係長 議員全員協議会に報告の上、3月定例会議で改正のほうを諮っていきたいというふうに考えております。

○齊藤委員長 分かりました。

それでは、すみません。会派のほうで御協議いただいたということで、ありがとうございました。では、(3)番のほう閉じさせていただきます。

続きまして、(4)番、議会活動に係る事務事業評価についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 前回の議会運営委員会において、令和2年度の事務事業評価について御協議をいただきました。その協議結果に基づきまして、例年のこのPDCAサイクルシートの形に事務局のほうで落とし込んだものでございます。

表紙がありまして、それから、評価区分がありまして、そのあと、取組ナンバー1から1ページずつ掲載にしております。これで確認いただいて、修正点等なければ、こちらにつきましても、全協のほうに報告する形にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

この間、皆さんのほうで評価いただいたものをまとめたということなので。

森本委員。

○森本委員 これは、間違えなければということなんですけれども、多少時間があるというか、例えばこの後ゆっくり見た後とかに気が付いたこととだったら、事務局へ連絡という形で大丈夫ということでしょうか。

○齊藤委員長 今回やらないと全協で報告ができないという形になります。

○森本委員 事務局間違いないと思うんですけども。

○齊藤委員長 これが出ていて、これが間違いというのは、例えばAがDだったからというものではないということ、これを含めたものが、今、令和3年度の実行になっているということになるので、基本的には何のこっちゃないという、言い方は悪いですけども、なので、特段ぱっと見、間違いがなければ大丈夫かなというのが正直なところですよ。

○森本委員 了解しました。すみません。

○齊藤委員長 それでは、質疑がないようですので、令和2年度の事務事業評価については、このPDCAサイクルシートのとおりとして、議員全員協議会に報告するというので、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、今言ってくださったとおり、今事務局のほうにちょっとお手数おかけしているんですけども、現年度、令和3年度を取組実行計画に対する事務事業評価についても、今後取りまとめて、ちょっと議運の皆さんと各党派の方には迷惑かけちゃうんですけども、2月から3月にかけて、またやっていただくということ、ただし、今、記憶が新しいうちなら大丈夫だと思いますので、やっていただいて、現年度評価に切り替えていこうということで、これ副議長のほうにも相談させていただいていますので、現年度評価であれば、令和4年度に必ず生かしますから、そのやり方でやっていこうということにシフトしていますので、今後事務局のほうでデータが揃い次第やっていきたいと思っております。

12月議会で閉めちゃってよろしいので、3月議会スタートの12月議会締切りの現年度にすれば、3月議会終わるまで待たなくていいので、できると思っておりますので、皆さんも御協力をお願いいたします。

じゃ、続きまして(5)に移ります。

委員会条例の一部改正についてです。

こちらについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○佐々木議事調査係長 こちらにつきましては、今



お送りした新旧対照表のとおりでございますけれども、執行部において、来年度機構改革がございまして、戦略推進局がなくなるということで、委員会条例中、総務企画常任委員会の所管のところから、戦略推進局を除く改正をしたいということで、こちらにつきましても、全協に報告の上、3月の定例会議で改正できないかということをお諮りするものです。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 これ戦略推進局がなくなっちゃった経緯というんですか、そういったものは、なぜなくなって、そのやっていた仕事は誰がするのかというのは、ちょっと分かりますか。

○齊藤委員長 局長、分かりますか。

○増田事務局長 これ、組織見直しの中で、何年か前から、室とか、そういった班とかはなくしていこうという機運があったのにもかかわらず、昨年いきなりこういうものができちゃったので、またこれ俎上に乗って、なくしていこうという。企画の中に係として入るような形になります。

○山形委員 分かりました。執行部だったのにすみません。

○齊藤委員長 いえいえ全然。僕も、危機対策もそこから上がりましたものね、名前が。

ということです。それに対する会議規則の一部改正ということなので、質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようなので、ただいまの説明のとおり、議員全員協議会に報告の上、3月定例会議で改正するというので、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、(6)の会議規則の一部改正についてを議題といたします。

こちら事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 こちらにつきましても、新旧対照表を御覧ください。

議員の派遣でございますけれども、現在右側の167条のところ、議員を派遣するときには、議会の議決で決するというようになっております。ですので、広聴広報委員会の出前授業ですとか、そういったものに関しましては、こちらの規定に基づいてやっております。ただし書がございまして、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができるというふうになっているんですが、こちらにつきましては、通常閉会中の対応ということで、議会の議決ができないということで、議長限りでやっていたんですが、今年度から通年議会を導入したということで、閉会中の期間が基本的にはないということで、ただし書を使えないと。そうすると、一から十まで議決が必要だということなんですけど、ただ、実際には、議会の議決の中で、異論が出たりということもございませんので、こちらにつきましては、原則として、議長限りで議員の派遣ができるというふうに変更をするということでどうかというものでございます。

167条につきましては、ただし書を削りまして、議員の派遣は議長が決定すると。166条に4項といたしまして、協議の場、主に広聴広報委員会を想定しておりますけれども、審査等のため議員の派遣が必要であると認めるときには、日時、場所、目的、経費等を記載した派遣決定要求書を議長に提出し、次条第1項の決定を求めることができるというふうにしております。

常任委員会等でも、委員派遣につきましては、

このような形で議長に提出するかと思いますので、このような事案の形で、協議等の場においても、要求を出して議長が決定するという流れでできないかということで、こちらにつきましても、御協議いただいた上で、問題がないということであれば、全協に報告の上、3月の定例会議で上程をしたいというふうに考えているものでございます。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 議員派遣に関しては、予算の支出もあることや、どういったことをやるかというのが、そこに関わっていないほかの議員には分からないと思うですけれども、それを議長だけで判断すると、ほかの議員分からないまま行われてしまうところの、同じ議会の中で、ほかの議員がどういう活動をして、どういう手法を使っているのか。会派の中では、当然、同じ会派の中では、話し合ったりしているようなところもあったみたいですが、その場合は、うちには広聴広報、例えばですよ、いますけれども、いなかったら、どういう活動して、どういうふうにしているというのは知り得ない場合もあるんですよね。そこはどういうふうに情報共有できるのかというところがちょっと気になる場所ですね。そこ説明いただきたい。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 そちらにつきましては、まず、規則の部分でございますけれども、委員の派遣につきましては、今までも議会の議決を取っていない。それから、議員の派遣につきましても、閉会中については、議長限りでやっていたというところが一つありまして、法的には問題ないだろうというふうに整理をしたというところが1点。

それから、議員の皆様への周知の部分なんですけど、例えば広聴広報委員会で何か活動するというのであれば、事前に議員全員協議会等で報告をして、こういうような活動をしますということで、委員長のほうからの報告もありますので、その辺で周知を図っていくと。あと、いろいろな調査等を実施したときには、その調査結果等の報告もあるかと思っておりますので、その辺で情報の共有なんかできるのかなというふうに考えております。

○鈴木委員 了解です。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、質疑がないようですので、ただいまの説明のとおり、議員全員協議会に報告の上、3月定例会議で改正するという事で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

(7番に入る前に、ちょっと早いんですけども、休憩1回取らせてください。10分、15分ぐらいでまた再開いたします。

休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(7番、参考人・公聴会の運用に関する方針についてを議題といたします。

事前に各会派で御検討いただいていると思いますので、資料に沿って、順番に協議していきたい

と思います。

まず、参考人制度なのですが、(ア) 早期に実施する事項として、請願及び陳情の提案者の原則的参考人召致が挙げられています、この参考人制度の早期に実施する事項について、各会派から御意見をいただきます。

まず、那須塩原クラブさんからお願いします。

山形委員。

○山形委員 ①でいいんですよね。

○齊藤委員長 ①のア、(1)のアです。2の方針の(1)のアです。イはまた別です。

○山形委員 意見陳述の機会を与えない陳述等の類型ということですね。すでに、市の方針や計画等が決まっているものに対しては、反対等の意見等に関しては、意見を与えないというふうなことでまとまりました。

意見の機会を与えないということ。既に市の条例や計画が決まっているというものに対してのものに対してです。反対するものに関しての、意見を与えないということ。

○齊藤委員長 これ3ポチ全部、係長、全部やっちゃっていいんですよね。

係長。

○佐々木議事調査係長 こちらについては、今後詳細に検討していくとなったときには、また、引き続き検討していく方向かなと思ひまして、まずはその方向でいいかどうかですね。その早期にということで、これを進めていくかどうかの方針だけでもまず決定いただければと。

○山形委員 結構頑張って協議してきたんですけども。

○佐々木議事調査係長 であれば、そこまで詰めていただいたもちろん。

○齊藤委員長 前、1回昨年度丸バツ取ってある表があるんですよ。これと全く同じやつの。皆さん

見ると、こんなのやっていたかみたいな。誰か送ってください。

今、山形委員から飛んできたこれをちょっと開いてみてください。これ各会派で出しているんですよ、実は。

ちょうど敬清会さんと志絆の会さんが出てなくて、会派意見ということで、これを見ると、このいま書いてある表と同じ、リンクしているんですよ。なので、ここの話を止めていこうと思っていたんですけども、今、係長曰く、こういった感じを先にやるのが、実施に向けて定めておくべき事項で、今、聞いている2のほうは、今後やっていくというふうにしていくかという話なんで、参考までに、じゃ、この順番でいくと今やっているのが、1、2、3の部分を今皆さんに聞いているんですよ。

なので、もし意見があれば、じゃ、言っていたいて、もしまだ敬清会さんと志絆の会さんは意見がここまで出ていないというのであれば、この実施に向けてを定めていく事項は、この3つでいいか悪いかだけ言ってもらえればいいので。

○大野委員 すみません。ちょっとここ正直やっていなかったの、申し訳ございません。

○齊藤委員長 じゃ、これで、この3つをやっていくということでもいいですよ。また今後深めていくということなので。

そしたら、係長どうしますか。今みたいな意見をまた後で募って、今見たく細かく言わなくていいですか。言っちゃっていてもいいですか。タイミングの機会与えないとか、うちらそれ1個ずつもう考えてきたんですけども。

係長。

○佐々木議事調査係長 御意見、もう既に御協議いただいたものがあれば、この場に出していただいて、ほかの会派の意見も含めて、また後日議論

深めていただければと思います。

○齊藤委員長 分かりました。

じゃ、すみません、山形委員、せっかく言うてくださったんですが、その意見は事務局のほうに提出していただいて、この表が皆さん埋まってから、方針策定含めた話にしていきますので、いま一度、山形委員の那須塩原クラブさんには、この実施に向けて定めておくべき事項は、こういった3つの事項で構わないかどうかだけの御意見を改めていただいて。

○山形委員 分かりました。

○齊藤委員長 それだけよろしいですか、じゃ。というか、これでよろしいですよ。

今、敬清会さんいただいて、次、公明クラブさん、この3つの事項、まず実施に向けて定めておくべきということによろしいですか。

○星副委員長 はい、そこはもうこれで、このとおりでいいです。

○齊藤委員長 志絆の会さん、鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと参考人の実施に向けてというところは全然検討していないんですけども、参考人の考え方とところで、うちはちょっとこれと違う考えがあつて。

○齊藤委員長 例えば。

○鈴木委員 参考人というのは、今言っている、請願陳情のところの参考人については、どこに書いてありましたか。これはそこに関するのではなくて、市の施策など、予算などの取り決めに関することの判断に対する単なる参考人、ここで言っている。

○齊藤委員長 全部入っています。

○鈴木委員 それと、ちょっとだけ出たのが、見ているのが、参考人公聴会の運用に関する方針案の下の方の2番の1番の参考人のところですけども、ここで、請願陳情に呈した思いを議会に届けたい

がためになされるものであると。そのときに、提出者側の人は、来る人たちを参考人と考えることがなじまないんじゃないかということだけ、会派の中では出ていました。そこだけです。

○齊藤委員長 例えばどういう。

○鈴木委員 要するに、陳情とか請願で来るわけですよ。その人たちは自分の思いを言いに来るわけだから、参考人というのは、基本的に、第三者の知識がある人とか、そういう人から、有識者から話を聞く。それを判断するために、議員が知識がないから聞くのであって、本人たちが自分たちの意見を聞いてくださいと。議会に対して認めてくださいということに来るその人たちは、参考人ではない。しかも、自腹で来て、聞いてくださいというべきものではないかという考えですよ。だから、その人たちをもし参考人として扱うのであれば、扱う必要はないんじゃないかと。時間を調整したり、そういうことはこっちで受け入れることは当然いいですけども、そこら辺の参考人という扱いという言葉の定義がどうかというのは、ちょっとこれどうなのというのは、考え…。

○齊藤委員長 今ですかという話なんですけれども、これも昨年度からの申し送り事項でやっていて、鈴木委員は僕より先にもう議運の委員を何年もやられている中で、なぜその話が出てくるか分からないですけども、それをもし小島委員が言ったとしたら、鈴木委員がちょっとうまく言っていたらいいのかなと思うレベルの話なんです。参考人招致という名を打って、議会改革の中で、陳情請願に来られた方の意見を言う機会をつくるというのと、あと、我々調査に必要な、この経緯に書いてあるとおり、調査に必要なために意見を求めるわけですよ。今言ってくれたとおり、大学の有識者を求めるものもちろんあるでしょうし、ただ、たった1人の陳情や請願の内容が重たいも

のであった場合は、そういった波及していくかもしれないかもしれませんが、大抵は出してくださった方が、自分の思いを伝えたい場所でありますから、そういった機会の提供は、まず必要なんじゃないのかなとこちらは思っています。それを取っちゃおうと。

○鈴木委員 そこでもいいか。ちょっとそれで。

それはいいんだよ。その人を参考人という呼び方にするのかという話をしているんですよ。

○齊藤委員長 参考人でやりましょうという話になっているので、参考人と呼ぶしかないかなと。

○鈴木委員 その話は、前も議運で出ていると思うんですけども、多分同じことを言っているかもしれない。その人たちは、参考人じゃなくて、その機会を与えることだけは与えればいいだけであって、自分で、参考人というのは、経費も出して、こっちから招聘しているような感じになるじゃないですか。

○齊藤委員長 招聘するかどうかは委員会が決めることなんです。なので、ゼロで来てもいいからしゃべってくださいという選択肢は、今のところありません。

○鈴木委員 そうじゃなくて、参考人という言葉の定義のことを委員長は言ったのかもしれませんがけれども、参考人じゃないんじゃないのと言っているわけですよ。参考人というのは、こういう。

○齊藤委員長 定義を読んでくださいという。

○鈴木委員 だから、これ今、ここで決めていますよ、ここで。

○齊藤委員長 いやいや、じゃなくて、これはもともとこれが決まっている中での話ですよ。意見を聞くものと書いてあるんです。だから、意見を聞きたいのがその人じゃなくてもいいんですよ。極端な話。なので、参考人のやり方ですから、出しに来た人イコール参考人じゃなくても構わないんですが、基本的に出しに来ているんだから、意見

何か言う機会がありますけれども、言えますかと。

○鈴木委員 その人を参考人という扱いになるのかな。

○齊藤委員長 だから、委員会が決めるんで、参考人になるんです。その人が陳情者ですという意見のやり方はできないということですよ。やらないということですよ、極端な話。

○鈴木委員 考え方としては、陳情者に来てもらうということは当然だと思うので、御答弁に来てもらって話を……。

○齊藤委員長 いや、それも当然ではないんですよ。

○鈴木委員 そう思うのは当然で、必要ないと拒否するのもそれは委員会で決めてもいいと思うんですけども、本人の声で聞きたいということがあったときに、その人の扱いを、ほかの有識者だったりする人と同じような扱いの参考人かどうかというのが、ちょっとよく分からないんですけども、それは前も多分同じようなことを言ったんですけども、決まっちゃっているかもしれないね。数の論理でね。自分は納得していないけれども。

○増田局長 すみません、あと一応定義のところ。

○鈴木委員

じゃ、事務局にちょっと、言葉の話だから、事務的な考え方、これは一般的に参考人というのは、そういうことでいいんですか。そういうのでいいと。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 これは、参考人・公聴会の運用に関する方針ということで、今までも取組実行計画の中において、請願陳情の提出者を参考人として呼んで、当然請願陳情出すぐらいなので、その内容に詳しいだろうということで来ていただいているところで、参考人を呼ぶ原則的なパターンとして、ここに掲載をしているものですが、鈴木委員がおっしゃるのは、恐らくほかの議

会も例はあるんですが、請願陳情の提出者に意見を述べてもらうものを、地方自治法の仕組みとしては、参考人という仕組みしかないので、参考人の仕組みを取ってきていただくというパターンもありますけれども、議会によっては、参考人とは別に、ただ単に陳情者として本会議ないし委員会に来て述べてもらうということで、それについては、鈴木委員がおっしゃるように、費用弁償等は払わないけれども、来たいんだったら来てしゃべってくださいというような仕組みを設けている議会もあるのはあります。

ただ、それは参考人ではないという形なので、この方針のところとはちょっと違う話になるんだとは思うんですけども、それはそういうことをおっしゃっているのかなというところがございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、自分が言っていた過去を見ていると、これを審議をしているところなんだけれども、要は今言ったように、ほかの自治体はどうであるかということ踏まえて、多分、ここも以前はそうだったんですよ。その制度もあり、こちらから聞きたいから呼ぶという意味での参考人という、今言ったその、どうしても話をしたいんだったら、じゃ、いいですよと委員会が言って、その代わり費用弁償はしませんよと、それでもいいですかと言って、来ていただくのも有りなのかなというところで、それがあの中での、こちらから積極的に参考人の話を聞きたいというのであれば、分かりましたという話なんですけれども、そこはどう考えるんですかね。

○齊藤委員長 でも、今の係長の話をお借りすれば、基本的にそのやり方自体は別にやっている議会があれば、それはそれで今後の話だけであって、あくまで今、この参考人・公聴会の制度の話をして

いるので、鈴木委員が乗っている質問は全く別物と考えなければ、議論になりません。

なので、基本的には、この制度に対しての位置づけであって、鈴木委員が言っているのは、陳情だけ出しに来た人に金を払わずに意見を言う機会をここに入っているのかという話になったときには、この話合いにはそこは入っていないというところで考えていただかなければ、話になりません。

○鈴木委員 協議としては、今の話としてはそこを言っているのね。あえて、参考人制度として……、分かった、そういうこと、了解。

○齊藤委員長 今言っていたやつは、次の課題としてやるか。ただし、そういった話合いが委員会を出てくるかどうかは、また、1個ずつ詰めていかないときついかなど。今までそれがあったんで、参考人制度今度出して、取組をしていきたいと思いますという話に上がっているというか、その機会の提供をちゃんとした形でやりましょうという話になっているので、そのレベルの話を、お金なしで言ってもらいたいな判断を委員会にさせるのもどうかなどは自分も思いますので、払えるものは、1キロ30円しか払っていませんけれども、それでやるしかないのかなとは思っています。

○鈴木委員 参考人の話が、ちょっと過去に振り返って、今の話のスタートラインがあって、今、参考人という形で進んできたということは、理解がちゃんとしていけば、これはこれですっきり話ができるんですよ。そこの別に、新たな取組みたいな形になっているんで、今まで、要するに長いからね、自分のほうが、逆に言うと、そういう形でやってきた。聞きましょうと言っていた中で、参考人という話が出てきて、じゃ、聞くのは全部参考人になってしまうのかというところが、逆に長いからかもしれない。過去の事例をひっぱっているんで、そうじゃない人は、ずっと入るかもしれ

ないけれども、何でこれここまで参考人まで決めてやるのか。いいじゃないかと、何か問題があったのかというところが引っ掛かっていたので、どうもその引っ掛かりが取れなかったのね。でも、だから、本当はそこのもきちんと整理した結果、参考人という制度を取り入れましょうというワンステップ、1回クリアしていれば、このことはまだ、いきなり参考人に入っちゃった気がしたので、そこが自分の思考の中でなじまなかった。

でも、言っていることは分かりました。了解です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ということです。

その部分をこうやってつめていくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、続きまして、イ、アのほうはこの状況で進めていくということで確認が取れましたということでもいいんですよ、係長。今聞いているのは。

じゃ、続きまして、イのほうに移ります。参考人制度のイのほうです。今後の実施に向けて検討を行う事項ということで、検討すべき事項はどの議案、参考人をどのように選定するかということを検討すべき事項としてとらえていくことでよろしいかどうかを、各会派の御意見をいただきたいと思えます。

那須塩原クラブさん。

○山形委員 この2つで、検討すべき事項は大丈夫です。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明クラブさん、お願いいたします。

○星副委員長 このとおりで。

検討する点としては、その都度それに値するよ

うなものがあれば、委員会で判断してもらえればいいのかなという。

○齊藤委員長 志絆の会さん。

○鈴木委員 いいと思います。これで。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 それでお願いします。

○齊藤委員長 じゃ、イのほうも、こういった形で意見を聴取するという形で検討していきたいと思えます。

議案という言い方か、強いて言うならば、自分たちの研究題材についての部分というのは、こういう書き方の中には入れられるのかどうか、ちょっと一つあったんですけども、どうですか。

係長。

○佐々木議事調査係長 このイの今後の実施に向けて検討を行う事項のところで、議案に関係する市民や団体からの意見聴取というのを、検討を行う事項として上げさせていただきましたので、これとは別に、議案ではなくて、各常任委員会等での研究テーマに基づいて、市民や団体からの意見徴収を参考に使いますということは、当然検討できる。それも今後俎上に載せるというのは有りなのかなというふうに思えます。

○齊藤委員長 入れてほしいのなどは思ったんですけど、すみません。

ここの中でいうと、それを入れておかないと、検討すべき事項の中に入らないという。今後まだ皆さんが、政策形成サイクルがまだ回っていないので、それにここを入れておかないと、検討をすべき事項から外れていると、どうするんだとになってしまうので、議案がないと、じゃ、できないのかみたくなくなっちゃうともったいないので、先ほど言ってくれた常任委員会等の中に、いろんなそのチームが入ってくるのかなとは思っています。

それで、参考人をどのようにということで、で

すね。

ということで、私のほうから、今、係長に追加させてもらったんですけれども、その3つということでもよろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 また、足りなければ、今後やっていながら、方針出来上がり次第、詰めていきたいと思うんですけれども。

じゃ、ア、イとも、参考人制度に関しましては、そのように取り組ませていただきたいと思います。また、次回、先ほど皆さんにお示した表の部分に、埋められるように事務局からお送りいたしますので、各会派のほうで検討してください。

続きまして、今度公聴会制度、こちらはちょっと難しいんですけれども、こちらに関しまして、早期に実施する事項として、法令に定められた公聴会の実施が上げられていますが、この公聴会制度の早期実施する事項について、各会派の意見を聞きたいと思います。

まず、アです。こちらでいうと、開催に関わる公示や公示日の制定についての手順ということなんですけれども、これについて、那須塩原クラブさんからお願いいたします。

○山形委員 このとおり、そのままの手順で、この間出た意見は言わなくて大丈夫ですか。

○齊藤委員長 そうですね、後でまた一覧にしますので、すみません。よろしいですか。

○山形委員 大丈夫です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星副委員長 このままで。

○齊藤委員長 このままで、はい。

志絆の会さんお願いします。

○鈴木委員 このままで、結構です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 同じです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、アのほうは、この選定についての手順ということで、取り扱っていきます。

続きまして、イのほうですね。

今後の実施に向けた行う事項について、賛否が大きく分かれる重要な議案に関する公聴会の実施が上げられていますが、公聴会制度の今後の実施に向けた検討を行う事項について、改めて各会派の意見を伺いたいと思います。

まず、那須塩原クラブさんからお願いします。

那須塩さん。

○山形委員 検討すべき事項ということで、どのような議案を対象にするとかというそちらだけで大丈夫です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星副委員長 同じです。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 同じで結構です。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 同じです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、参考人制度、公聴会制度を早期に実施する事項については、実施する方向で今後詳細を検討することとし、今後実施に向けた検討を行う事項については、来年度以降引き続き検討を進めるということにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

この中で、何か確認したいことありますか。大丈夫ですか。

係長のほうも大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕



○齊藤委員長 それでは、(7)のほう閉じさせていただきます。

山形委員。

○山形委員 その他のところではなかったでしたか。

この間の一覧表の中には、実施の費用弁償の金額についてということが、多分検討事項の中には、それは3のその他。

○齊藤委員長 それは、要は次のこの表を出した時の検討事項でいいかなと思ったので。あくまで方向性が決まったので、今後先ほど言ったとおり、この表をもう一度会派に送ってやるということでどうですかね。

○山形委員 分かりました。

○齊藤委員長 じゃ、続きまして、次第(8)に移らせていただきます。

その他に入ります。

○議会基本条例第11条の検証について

○宇都宮共和大学との協定について



#### ◎閉会の宣告

○齊藤委員長 じゃ、後なければ、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時55分